

令和8年3月27日配信

職員の懲戒処分等について

地方公務員法の規定に基づき、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

記

1 事案の概要

所属部署において、職場のパソコンを使い、勤務時間中に少なくとも296時間にわたり業務と関係のないインターネット閲覧等を繰り返していました。副課長級の職という他の職員を監督すべき地位にあるにもかかわらず、長時間にわたってその職務を怠り、全体の奉仕者にふさわしくない非行を行ったものです。

2 対象職員

所 属 行政経営部
役 職 名 副課長級
年齢性別 60代 男性

3 処分年月日

令和8年3月26日

4 処分内容

減給10分の1 6月

5 処分理由

令和7年6月から令和8年2月までに、少なくとも296時間にわたり業務と関係のないインターネット閲覧や私的メールの使用を繰り返していました。また、上記の行為に関する調査においても、虚偽の証言等を行っていました。

これらの行為は、地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)及び第35条(職務専念義務)に違反することから、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当することから、上記処分としました。

6 その他

職務専念義務に違反して行ったインターネット閲覧等にかかる時間相当の給与59万4千円については、3月27日に返納されました。

7 市長コメント

今回の事案は、職員としての自覚と責任を欠いた極めて不適切な行為で、市民の皆様の信頼を大きく失墜させ誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

すべての職員が全体の奉仕者として強い自覚と責任をもって職務に専念するよう指導を徹底するとともに、引き続き市政の信頼回復に努めてまいります。

<お問い合わせ>

嬉野市役所 総務・防災課

課長 津山

Tel 0954-66-9111